



2013年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客

資産相談業務

実施日◆2014年1月26日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2013年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

- この試験の模範解答は1月26日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)
※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。
- 3月6日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

----- 解答にあたっての注意 -----

- 1．試験問題については，特に指示のない限り，2013年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください（復興特別法人税・復興特別所得税・個人住民税の均等割加算も考慮するものとします）。なお，東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は，【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は，通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は，解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（53歳）は、妻Bさんとの2人家族である。大学卒業後、建設会社に勤務していたAさんは、43歳のときに建築設計事務所を設立して個人事業主となり、今日に至っている。事務所設立当初は収入も少なく、公的年金のことを考えるゆとりがなかったAさんには、国民年金の保険料を納付していない時期があり、気がかりとなっている。また、自分は公的年金をいつからどれくらい受け取ることができるのかなど、不安が多い。そこで、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんおよび妻Bさんに関する資料 >

Aさん（個人事業主）

生年月日 : 昭和35年2月24日

公的年金加入歴 : 下記のとおり（見込みを含む）

20歳

60歳

国民年金	厚生年金保険	国民年金		
未加入期間 (26月)	総報酬制導入前(252月) 総報酬制導入後(4月)	保険料 未納期間 (60月)	保険料 納付済期間 (65月)	保険料 納付予定 (73月)

昭和57年4月

平成15年8月 平成20年8月 平成26年1月

平成15年3月以前の平均標準報酬月額は220,000円

平成15年4月以後の平均標準報酬額は290,000円

妻Bさん

生年月日 : 昭和38年5月3日（50歳）

公的年金加入歴 : 被用者年金制度への加入期間はなく、20歳から現在まで国民年金に加入している。

妻Bさんは、現在および将来においてもAさんと同居し、生計維持関係にある。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、国民年金保険料の納期限等について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「国民年金の毎月の保険料は、原則として()が納期限となっていますが、仮に納期限までに納付しなかった保険料は、納期限から()年を経過すると、時効によって納付することができなくなります。ただし、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、厚生労働大臣の承認を受けることで、時効により納付できなかった期間に係る保険料を納付することができます。納付することができる保険料は、厚生労働大臣の承認の日の属する月前()年以内の期間のものに限ります」

語句群

イ．当月末日 ロ．翌月15日 ハ．翌月末日 ニ．2 ホ．3 ヘ．5
ト．10 チ．15 リ．20

《問2》 Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。年金額は平成25年10月時点の価額（物価スライド特例措置による金額）に基づくものとし、計算にあたっては《設例》および下記の<資料>を利用すること。また、端数処理は、以下のとおりとすること。

- ・〔計算過程〕は、解答用紙の指示に従うこと。
- ・答 の年金額は、50円未満を切捨て、50円以上100円未満を100円に切上げ。

<資料>

老齢厚生年金の年金額

下記、老齢厚生年金の計算式の () + () + ()

老齢厚生年金の計算式

) 報酬比例部分の額 = (+) × 1.031 × 物価スライド率 (0.968)

平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額 × $\frac{7.5}{1,000}$ × 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

平成15年4月以後の期間分

平均標準報酬額 × $\frac{5.769}{1,000}$ × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

) 経過的加算額 = 1,676円 × 被保険者期間の月数 × 物価スライド率 (0.968)

- 778,500円 × $\frac{256\text{月}}{480\text{月}}$

) 加給年金額 = 389,200円 (要件を満たしている場合のみ加算すること)

《問3》 Mさんの、Aさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんには、報酬比例部分相当の特別支給の老齢厚生年金は支給されず、原則として65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金が支給されることとなります」

「Aさんは、将来の年金額を増やすために国民年金基金に加入することができます。当該基金の掛金の上限は、原則として月額6万8,000円であり、その全額が社会保険料控除として所得控除の対象となります」

「Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金は、Aさんの個人事業主としての収入が一定額を超えた場合、収入との間で調整が行われ、年金額の一部または全部が支給停止となります」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長女Cさん、長男Dさんおよび母Eさんの5人家族である。Aさんは、独身時代に契約した生命保険の保険料支払に負担を感じており、かつ、長男の誕生を機に教育資金の準備を考えていることから、生命保険の見直しを検討している。そこで、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんの家族構成およびAさんが現在加入している生命保険の契約内容に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

- Aさん（39歳）： 昭和49年10月3日生まれ
平成25年中に600万円の給与収入を得ており、現在の貯蓄額は250万円である。
- 妻Bさん（39歳）： 昭和49年7月9日生まれ
平成25年中にパートタイマーとして50万円の給与収入を得ている。
- 長女Cさん（9歳）： 平成16年4月9日生まれ（小学校3年生）
平成25年中の収入はない。
- 長男Dさん（1歳）： 平成24年11月18日生まれ
平成25年中の収入はない。
- 母Eさん（69歳）： 昭和19年5月3日生まれ
平成25年中に110万円の公的年金収入を得ており、後期高齢者医療広域連合からの障害認定は受けていない。

< Aさんが現在加入している生命保険の契約内容 >

- 保険の種類： 終身保険（60歳払込満了）
契約年月日： 平成13年3月1日
保険料（月額）： 3万6,000円
死亡保険金額： 2,000万円
疾病入院特約： 5日目から日額5,000円
災害入院特約： 5日目から日額5,000円

家族全員、Aさんと同居し、生計維持関係にある。

家族全員、Aさんが加入する健康保険の被扶養者である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Aさんは、生命保険の見直しの前提として、Aさん家族に関連する社会保障制度の概要等について確認したいと考えている。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~ヲのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「Aさんは、今年の誕生日で40歳となりますので、公的介護保険の()被保険者資格を取得し、介護保険料を負担することになります」

)「お母さまは、原則として()になると、後期高齢者医療制度の被保険者となり、後期高齢者医療制度の保険料を負担することになります」

)「Aさんが病気やケガで医師の診察などを受けた場合、保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合は、原則として、かかった医療費の()です」

)「Aさんに支給されている児童手当は、原則として()に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が対象となっています」

語句群

イ．第1号 口．第2号 八．第3号 ニ．12歳 ホ．15歳 ヘ．18歳
ト．70歳 チ．75歳 リ．80歳 ヌ．1割 ル．2割 ヲ．3割

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、生命保険の見直しについてアドバイスをした。Mさんの、Aさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「生命保険の見直しの前提として、まずは、Aさんが死亡した場合の必要保障額を試算しましょう。必要保障額はお子さまの成長とともに逡減することが一般的ですので、逡減定期保険への加入を検討してみてもいいかもしれません」

「現在加入している生命保険の保険料支払に負担を感じているのであれば、払済終身保険に変更することも選択肢のひとつです。Aさんが現在加入している生命保険契約を払済終身保険に変更した場合、付加されている疾病入院特約や災害入院特約も継続されますので、検討してみてもいいかもしれません」

「学資(こども)保険は、教育資金の準備に適した保険商品です。仮に、学資(こども)保険加入後、保険料支払に負担を感じて中途解約する場合であっても、保障内容や経過年数等を問わず、解約返戻金の額は既払込保険料総額を上回りますので、貯蓄性を兼ね備えた学資(こども)保険への加入を検討してみてもいいかもしれません」

《問6》 Aさんは、長女Cさんの教育資金として、5年後に400万円を準備したいと考えている。

現在の貯蓄額250万円と毎年の積立額を、それぞれ年利1.0%で複利運用することで目標金額を達成するとした場合、必要となる毎年の概算積立額を、解答用紙の手順に従い、下記の<資料>の係数を利用して求めなさい。計算過程を示し、答に円未満の端数がある場合は、切り捨てて円単位とすること。また、税金や手数料等は考慮しないものとする。

<資料> 年利1.0%の諸係数早見表

期間	終価係数	資本回収係数	減債基金係数	年金現価係数
5年	1.0510	0.2060	0.1960	4.8534

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長であるAさん（64歳）は，現在，X社の専務取締役を務めている長男Bさん（40歳）へ事業を継承し，自身はX社の役員等にはとどまらず，完全に身を引くことを検討している。

Aさんの引退にあたり，X社ではAさんに支給する役員退職金の原資として，現在加入している生命保険の解約返戻金を活用する予定である。また，次期社長となる長男Bさんを被保険者とする生命保険への加入を検討している。そこで，ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

X社が現在加入している生命保険の契約内容およびX社が加入を検討している生命保険の概要は，以下のとおりである。

< X社が現在加入している生命保険の契約内容 >

保険の種類	: 5年ごと利差配当付定期保険
契約年月日	: 平成10年10月1日（加入時年齢：49歳）
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 95歳満了
死亡保険金額	: 1億円
年払保険料	: 260万円

< X社が加入を検討している生命保険の概要 >

保険の種類	: 無配当定期保険
契約年月（予定）	: 平成26年3月（加入時年齢：40歳）
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: 長男Bさん
死亡保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 98歳満了
死亡保険金額	: 5,000万円
年払保険料	: 98万円
長男Bさん65歳時の解約返戻金額	: 2,320万円
長男Bさん65歳時の払込保険料総額	: 2,450万円

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問7》 仮に，Aさんが役員在任期間（勤続年数）21年0カ月で引退し，X社が役員退職金として3,000万円を支給した場合，Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を，解答用紙の手順に従い，計算過程を示して求めなさい。答は万円単位とすること。なお，これ以外に退職手当等の収入はなく，障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

《問8》 X社が現在加入している生命保険を解約した場合のX社の経理処理（仕訳）について，下記の＜条件＞を基に，空欄～に入る最も適切な語句または数値を，下記の語句群のイ～ヌのなかから選び，その記号を解答用紙に記入しなさい。

＜条件＞

- ・解約時までX社が支払った保険料の総額を4,160万円とする。
- ・解約返戻金の金額を3,420万円とする。
- ・配当等，上記以外の条件は考慮しないものとする。

＜解約時の経理処理（仕訳）＞

借 方	貸 方
現金・預金 ()万円	前払保険料 ()万円
	() ()万円

語句群

イ．1,340	ロ．1,368	ハ．1,664	ニ．2,052	ホ．2,080
ヘ．2,496	ト．3,420	チ．4,160	リ．雑収入	ヌ．雑損失

《問9》 X社が加入を検討している生命保険に関して，Mさんが，長男Bさんに対して説明した次の記述～について，適切なものには印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「加入を検討されている生命保険に係る解約返戻金の額は，保険期間の経過により増減しますが，保険期間満了時には0（ゼロ）となります」

「加入を検討されている生命保険に加入後，仮にBさんが65歳で亡くなった場合，X社の経理処理（仕訳）では，死亡保険金と払込保険料総額との差額を雑収入として計上しなければなりません」

「加入を検討されている生命保険の契約に際して必要となる告知事項について，長男Bさんが故意または重大な過失により事実を告げずに保険契約を締結した場合，当該生命保険契約は解除されることがあります」

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社従業員のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんとの4人暮らしである。Aさんの家族構成および平成25年中の収入等に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

- | | | |
|------------|---|----------------------------------|
| Aさん（42歳） | ： | 会社役員 |
| 妻Bさん（41歳） | ： | 平成25年中にパートタイマーとして60万円の給与収入を得ている。 |
| 長男Cさん（17歳） | ： | 高校2年生。平成25年中に収入はない。 |
| 長女Dさん（14歳） | ： | 中学校2年生。平成25年中に収入はない。 |

< Aさんの平成25年分の給与収入に関する資料 >

- | | | |
|---------|---|---------|
| 給与収入の金額 | ： | 2,100万円 |
|---------|---|---------|

< Aさんが平成25年中に解約した生命保険に関する資料 >

- | | | |
|-------------------|---|-------------|
| 保険の種類 | ： | 一時払変額個人年金保険 |
| 契約年月日 | ： | 平成16年6月1日 |
| 契約者（＝保険料負担者）・被保険者 | ： | Aさん |
| 解約返戻金額 | ： | 1,120万円 |
| 正味払込保険料 | ： | 1,000万円 |

< Aさんの平成25年中における住宅借入金に関する資料 >

- | | | |
|--------------|---|-----------|
| 住宅借入金に係る年末残高 | ： | 2,000万円 |
| 借入年月日 | ： | 平成25年5月8日 |

住宅借入金等特別控除の適用要件は、すべて満たしているものとする。なお、取得した住宅は、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅には該当しない。

< Aさんが平成25年中に支払った医療費等に関する資料 >

- | | | |
|---|---|------|
| (1) Aさんのケガの治療に係る入院治療費 | ： | 10万円 |
| Aさんは上記入院治療費について、医療保険から入院給付金2万円を受け取っている。 | | |
| (2) 妻Bさんが美容と健康のために服用したサプリメントの購入費 | ： | 5万円 |
| (3) 長男Cさんの虫歯の治療費 | ： | 3万円 |
| (4) 長女Dさんが服用した薬局での医薬品購入代金 | ： | 1万円 |

妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。家族全員、障害者または特別障害者には該当しない。家族全員、年齢は平成25年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの平成25年分の所得税額の計算および確定申告等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんは、平成25年分の所得税について、医療費控除の適用を受けない場合であっても、確定申告をする必要がある。

Aさんは、平成25年中に一時払変額個人年金保険の解約返戻金を受け取っているが、この解約返戻金は、一時所得として総合課税の対象となる。

長男Cさんおよび長女Dさんは、ともに控除対象扶養親族に該当するため、Aさんは、長男Cさんおよび長女Dさんの双方について、扶養控除の適用を受けることができる。

《問11》 Aさんの平成25年分の所得税における医療費控除に関する下記の文章等の空欄 ~ に入る最も適切な数値を、下記の 数値群 のイ~ヌのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

所得税における医療費控除の控除額は、原則として、その年中に支払った、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費の金額（保険金等で補てんされる部分の金額を除く）から、「総所得金額等の合計額×5%」と（ ）万円のいずれか低いほうの額を控除した後の額となるが、その控除した後の額が200万円を超える場合は、200万円がその年分の控除額となる。

Aさんの平成25年分の医療費控除の控除額を計算すると以下のとおりとなる。

$$\left(\begin{array}{l} \text{医療費控除の} \\ \text{対象となる} \\ \text{医療費の額} \\ \text{()万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{入院給付金} \\ \text{として} \\ \text{受け取った額} \\ \text{2万円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{()総所得金額等の合計額} \times 5\% \\ \text{()万円} \\ \text{万円} \\ \text{()と ()のいずれか低い額} \end{array} \right) = \begin{array}{l} \text{Aさんの} \\ \text{医療費控除額} \\ \text{()万円} \end{array}$$

数値群

イ . 2	ロ . 5	ハ . 7	ニ . 10	ホ . 13	ヘ . 14	ト . 15	チ . 18
リ . 19	ヌ . 20						

《問12》 Aさんの平成25年分の所得税の確定申告による申告納税額または還付税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。また、復興特別所得税については考慮しなくてよい。

(a) 総所得金額	() 円
社会保険料控除	円
生命保険料控除	円
地震保険料控除	円
医療費控除	円
配偶者控除	() 円
扶養控除	円
基礎控除	380,000円
(b) 所得控除の額の合計額	2,900,000円
(c) 課税総所得金額 (a - b)	円
(d) 算出税額 (c に対する税額)	() 円
(e) 住宅借入金等特別控除額	() 円
(f) 源泉徴収税額 (復興特別所得税は考慮しない)	円
(g) 申告納税額または還付税額 (d - e - f)	円

< 資料 > 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360	~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660	~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000	~ 1,500	収入金額 × 5% + 170万円
1,500	~	245万円 (上限)

< 資料 > 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	195	5%	-
195	~ 330	10%	9万7,500円
330	~ 695	20%	42万7,500円
695	~ 900	23%	63万6,000円
900	~ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	~	40%	279万6,000円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

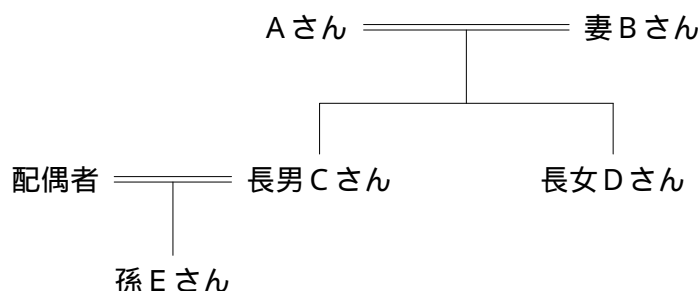
Aさん（72歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長である。Aさんは、長男Cさん（43歳）に事業を引き継ぐことを考えているが、相続財産に占める自社株の割合が高いため、長女Dさん（35歳）との間で遺産分割を巡る争いが起こることを心配している。

そこで、Aさんは、自身の相続開始前に遺産分割にある程度の道筋をつける意味から、家族と話し合いをしたうえで、平成25年中に財産の一部を贈与した。

また、平成26年中に、孫Eさん（14歳）に対して、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」（以下、「教育資金の非課税特例」という）を利用し、教育資金口座の開設等を行い、教育資金を一括して拠出する予定である。

Aさんの家族構成および平成25年中にAさんが贈与した財産に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >



< 平成25年中にAさんが贈与した財産に関する資料 >

妻Bさんに対する贈与財産

自宅（土地および建物）： 6,000万円（相続税評価額）

長男Cさんに対する贈与財産

X社株式： 3,000万円（相続税評価額）

長女Dさんに対する贈与財産

国債： 500万円（相続税評価額）

現金： 500万円

妻Bさんおよび長男Cさん、長女Dさんは、上記の贈与以外に過去および平成25年中に財産の贈与を受けた事実はない。

Aさんの推定相続人は、妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんの3人である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんが行った，または行う予定の贈与に関する次の記述 ~ について，適切なものには 印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

妻Bさんに対する贈与について，贈与時点でAさん夫婦の婚姻期間が20年以上である等，贈与税の配偶者控除の適用要件を満たした場合，妻Bさんの贈与税額の計算にあたっては，基礎控除額のほかに最高で2,000万円の控除が認められる。

長女Dさんに対する贈与について，平成25年2月に国債の贈与を，平成25年8月に現金の贈与を受けた場合，長女Dさんは，その贈与を受けたつど，納税地の所轄税務署長に対して贈与税の申告手続きをしなければならない。

孫Eさんに対して予定している平成26年中の贈与について，教育資金の非課税特例の適用を受けた場合，拠出した資金のうち2,500万円までの金額に相当する部分の価額が非課税となる。

《問14》 Aさんからの贈与に関し，長男Cさんが相続時精算課税制度（以下，「本制度」という）を選択した場合の適用要件等に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を，下記の 語句群 のイ～ヌのなかから選び，その記号を解答用紙に記入しなさい。

平成26年12月31日以前の贈与について，本制度の適用を受けるためには，原則として，贈与を受けた年の1月1日において（ ）以上の父母から，贈与者の直系卑属である20歳以上の推定相続人（代襲相続人を含む）への贈与でなければならない。

本制度を選択する受贈者は，原則として，その選択する最初の贈与を受けた（ ）に，贈与税の申告書にその旨の届出書等を添付して，納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。

その後，本制度に係る贈与者に相続が発生した場合，本制度を選択した受贈者は，それまでに贈与を受けた本制度の適用財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額を合算して計算した相続税額から，すでに納付した本制度に係る贈与税額を控除して相続税額を計算することになる。なお，相続や遺贈により取得した財産と合算する本制度の適用を受けた贈与財産の価額は，（ ）価額とされる。

語句群

イ．55歳 ロ．60歳 ハ．65歳 ニ．日の翌日まで ホ．日から2カ月以内
ヘ．年の翌年1月15日から3月31日まで ト．年の翌年2月1日から3月15日まで
チ．贈与時の リ．相続時の ヌ．贈与時または相続時のいずれか低い

《問15》 Aさんからの贈与に関し，《設例》を基に次の ， の額を求めなさい。計算にあたっては， および とともに計算過程を示し， 答 は万円単位とすること。

長男Cさんの平成25年分の贈与税額を求めなさい。なお，長男Cさんは，相続時精算課税制度の適用を受けるものとする。

長女Dさんの平成25年分の贈与税額を求めなさい。なお，長女Dさんは，相続時精算課税制度の適用は受けず，暦年課税の適用を受けるものとする。

<資料> 贈与税の速算表

基礎控除および配偶者控除後の課税価格		税率	控除額
万円超	万円以下		
	200	10%	-
200	～ 300	15%	10万円
300	～ 400	20%	25万円
400	～ 600	30%	65万円
600	～ 1,000	40%	125万円
1,000	～	50%	225万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）